

有害獣防護柵設置補助制度のお知らせ



有害獣防護柵の設置に係る経費の一部を補助します。

● 内容

農業者が、有害獣（イノシシ、シカ、サル等）から農作物を守ることを目的とし、倉敷市内の農地に被害防止施設（ワイヤーメッシュ柵、電気柵等）を設置する場合、費用の一部を補助します。

R7.1.1
制度改正

● 補助の内容、要件等

	有害獣防護柵設置補助金	共同設置柵設置補助金
柵の設置者	農業者（個人）	農業者（複数人）
受益農地面積	1,000㎡以上	合計5,000㎡以上
補助率	資材購入費（消費税を除く。） の1/2	資材購入費（消費税を除く。） の2/3
補助金の上限	10万円／年度	50万円
申請回数	同一年度内で合計10万円まで 複数回に分けて申請できます	同一年度内1回限り

※複数の農地に、それぞれ侵入防止柵を設置する場合でも、合算した面積が上の表の要件を満たす場合は、補助申請が可能です（隣接した農地でなくても補助対象となります。）。

※1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。

※水稲共済に加入している方は、助成金が交付される場合があります。

詳しくは、岡山県農業共済組合倉敷支所（TEL0866-92-1771）までお問い合わせください。

● 手続き

購入前に事前の手続きが必要です。詳しくは、下記まで問い合わせてください。

● 留意事項

- 1 新しく設置する防護柵を対象とします。既存柵の補修は対象になりません。
- 2 予算の都合上、年度の途中で申請を締め切る場合があります。
- 3 年度内に事業を完了してください。
- 4 対象となる農地は、田または畑です。
- 5 補助要件の判定は登記簿に記載された地目・面積で行います。

問い合わせ先

本庁農林水産課
TEL086-426-3425

児島支所産業課
TEL086-473-1115

玉島支所産業課
TEL086-522-8114

真備支所産業課
TEL086-698-8113

船穂支所産業係
TEL086-552-5110

